

# 企業復興応援でんき

低圧特別約款  
(料金表)

2026年4月1日 実施



# 本 則

## 1 附帯契約種別

この低圧特別約款（料金表）の企業復興応援でんき（以下「この料金表」といいます。）の附帯契約種別は、企業復興応援でんきといたします。

## 2 適用対象

令和6年能登半島地震等により被災されたお客さまがこの料金表の適用を希望され、次のいずれにも該当する場合で、当社との協議が整ったときに適用いたします。

なお、当社は、お客さまの被災状況を確認するため、地方自治体から交付を受けた被災証明書等をお客さまから提出していただきます。

- (1) 当社の指定する低圧特別約款（料金表）の契約種別のいずれか（以下「他の料金表」といいます。）により電気の供給を受けていること。
- (2) お客さまの需要場所が富山県、石川県または福井県のいずれかであること。
- (3) 国または地方自治体から2024年1月1日以降、次のいずれかの補助金の交付が決定されていること。

- イ なりわい再建支援補助金
- ロ 小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）
- ハ 伝統的工芸品産業支援補助金（災害復興事業）
- ニ 営業再開支援補助金
- ホ 中小企業者持続化補助金（災害支援枠）
- へ 伝統工芸品事業者再建支援事業費補助金

なお、当社は、補助金の交付が決定されていることを確認するため、お客さまから交付決定通知書等を提出していただきます。

- (4) 低圧特別約款（基本契約要綱）（以下「要綱」といいます。）、低圧特別約款（料金表）および要綱以外のその他供給条件（以下、あわせて「要綱等」といいます。）以外の適用を受けていないこと。
- (5) 2025年4月1日以降、低圧特別約款（料金表）の移住応援でんきの適用

を受けていないこと。

(6) 2026年4月1日以降、新たにこの料金表の適用を受けていないこと。

### 3 契約期間

契約期間は、この契約が成立した日から、4（料金の適用）に定める終期までといたします。

### 4 料金の適用

5（料金）は、原則として、この契約が成立した日の直後の検針日（この契約が成立した日と検針日が同日の場合は、この契約が成立した日といたします。）から、その1年目の日が属する月の検針日の前日までに使用される電気にかかる料金に適用いたします。

なお、新たに電気を使用されるお客さまについては、「この契約が成立した日」を「需給開始の日」と読み替えるものといたします。

### 5 料 金

各月の料金は、他の料金表によって算定された基本料金、基本使用料金または最低料金および電力量料金の合計（最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）から、この料金表以外の料金表によって算定された割引額を差し引いたもの（以下「割引対象額」といいます。）に(1)によって算定された金額（以下「企業復興応援割引額」といいます。）を差し引き、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

#### (1) 企業復興応援割引額

企業復興応援割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。

企業復興応援割引額 = 割引対象額 × (2)の割引率

なお、割引対象額の算定上、他の料金表によって算定された電力量料金は、燃料費調整額の差し引きまたは加える前の金額といたします。

## (2) 割引率

割引率は、他の料金表ごとに次のとおりといたします。

契 約 種 別	割 引 率
使っておとくライト，従量電灯ネクスト，需要抑制割引型電灯，高負荷率電灯，低圧電力ネクスト，低圧電力Ⅱ，低圧季節別時間帯別電力，ホワイトプラン電力Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳまたはホワイトプラン電力（24時間通電型）Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの場合	10.0%
季節別時間帯別電灯[夜間 12 時間型]，eco シフトチェンジ，時間帯別電灯，季節別時間帯別電灯Ⅰ，季節別時間帯別電灯Ⅱまたは深夜電力A・B・C・Dの場合	2.0%

## 6 解 約

当社は、お客さまが2（適用対象）に適合しなくなった場合、この契約を解約いたします。

## 7 解約等にもなう割引額の取扱い

6（解約）によりこの契約を解約する場合、解約する日の属する料金の算定期間に使用する電気にかかる料金については、企業復興応援割引額は適用いたしません。また、この場合、契約期間に適用した企業復興応援割引額の合計金額をお客さまから申し受けます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- (1) 需要場所の閉鎖・閉店の理由により、他の料金表の電気需給契約を廃止する場合
- (2) 他の料金表から当社の特定小売供給約款の契約種別に変更された場合

## 8 そ の 他

- (1) この料金表の申込受付期間は2027年3月31日までといたします。
- (2) 3（契約期間）に定める契約期間終了後の料金その他の供給条件は、その

時点における電気需給契約によるものといたします。

- (3) 当社は、要綱等の変更にともない、民法 548 条の 4 の規定にもとづき、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の低圧特別約款（料金表）の企業復興応援でんきによります。
- (4) この料金表に定めのない事項については、要綱等によるものといたします。

## 附 則

### この料金表の実施期日

この料金表は、2026年4月1日から実施いたします。